

鬼北町森林資源活用事業

事業契約書（案）

令和 7 年●月

愛媛県鬼北町

事業契約書（案）

- 1 事業名 :
2 事業場所 :
3 事業期間 :
4 契約代金 : 金●円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金●円)

ただし、契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更簿の金額とする。また、総支払額等の内訳については別紙●に示すとおりとする。

- 5 契約保証金：

上記の事業について、発注者である鬼北町（以下「甲」という。）と【選定事業者（ＳＰＣ設立後はＳＰＣ）】（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 12 条の規定に基づく町議会の議決を得たときは、これを本契約とする。ただし、町議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり甲は損害賠償の責めは負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

発注者
 愛媛県鬼北町 ●●
 鬼北町
 鬼北町長

事業者
住所
名称
代表取締役

目 次

第 1 条（目的及び用語の定義）	5
第 2 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	5
第 3 条（本事業の概要）	5
第 4 条（本事業の日程）	5
第 5 条（権利義務の処分等）	6
第 6 条（契約の保証）	6
第 7 条（費用負担及び本件業務の資金調達）	6
第 8 条（許認可等の手続）	7
第 9 条（事業用地等の引渡及び事業用地等・施設の許可等）	7
第 10 条（条件変更等）	7
第 11 条（要求水準書の変更）	8
第 12 条	8
第 13 条（近隣住民に対する説明及び環境対策）	9
第 14 条（第三者の使用）	9
第 15 条（P F I 施設の設計）	9
第 16 条（P F I 施設の建設）	10
第 17 条（工事管理者の設置）	10
第 18 条（中間確認、報告等）	10
第 19 条（工事の中止）	11
第 20 条（事業用地等が不用となった場合の措置）	11
第 21 条（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）	12
第 22 条（引渡予定日の変更）	12
第 23 条（引渡予定日の変更等に係る協議）	13
第 24 条（臨機の措置）	13
第 25 条（工事に伴う第三者への損害賠償）	14
第 26 条（事業用地等の確保ができないこと等による損害）	14
第 27 条（建設期間中の不可抗力による損害）	14
第 28 条（選定事業者が行う完工検査）	15
第 29 条（管理者等が行う完工検査）	15
第 30 条（P F I 施設の引渡し）	16
第 31 条（P F I 施設の契約不適合責任）	16
第 32 条（維持管理・運営業務の実施）	17
第 33 条（業務報告）	17
第 34 条（維持管理・運営業務について第三者に損害を及ぼした場合の責任）	17

第 35 条（維持管理・運営期間中の不可抗力）	17
第 36 条（第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害）	18
第 37 条（同一事業年度内における複数回の不可抗力又は第三者損害の累積）	18
第 38 条（法令変更等）	19
第 39 条（法令変更等による増加費用）	19
第 40 条（法令変更等による減少費用）	20
第 41 条（施設整備対価の支払）	20
第 42 条（物価変動等に基づく施設整備対価の変更）	20
第 43 条（施設整備対価の変更等に代える要求水準書の変更）	21
第 44 条（維持管理・運営業務対価の支払）	21
第 45 条（維持管理・運営対価の減額）	21
第 46 条（物価の変動に基づく維持管理・運営業務対価の変更）	21
第 47 条（施設使用料の支払）	22
第 48 条（施設使用料の改定）	22
第 49 条（管理者等の解除権）	22
第 50 条（管理者等による任意解除）	23
第 51 条（選定事業者の解除権）	23
第 52 条（不可抗力又は法令変更等による解除権）	24
第 53 条（完工前の解除の効力）	24
第 54 条（選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例）	25
第 55 条（完工後の解除の効力）	25
第 56 条（契約終了時の措置）	26
第 57 条（選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）	26
第 58 条（遅延損害金）	27
第 59 条（関係者協議会等）	27
第 60 条（経営状況の報告）	28
第 61 条（モニタリング）	28
第 62 条（守秘義務）	28
第 63 条（著作権等の取扱い）	28
第 64 条（直接協定）	29
第 65 条（情報通信の技術を利用する方法）	29
第 66 条（準拠法）	30
第 67 条（管轄裁判所）	30
第 68 条（定めのない事項）	30

鬼北町森林資源活用事業
事業契約書（案）

（目的及び用語の定義）

第1条 本事業契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本事業において対象となる施設が町民等の利用に供される公の施設であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達ならびにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成されるものとする。

(1) 施設整備業務

(2) 維持管理・運営業務

2 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

（本事業の日程）

第4条 乙は、別紙2の本日程表に定める日程に従って、本件業務を実施する。

2 乙は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できないと認めるとき又は本引渡予定日に本施設を甲に引き渡すことができないと認めるときは、各本件業務の開始予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及び乙の対応の計画を書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できない場合及び本引渡予定日に本施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(権利義務の処分等)

第5条 乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

- 一 この契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
- 二 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- 三 持株会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行うこと。

(契約の保証)

第6条 乙は、本契約の履行を確実にするため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、乙の資力、実績その他の状況に照らして、甲が契約履行の確実性が十分に担保されていると認める場合は、甲は当該措置の全部又は一部を免除することができる。

- 一 乙は、事業に係る施設の設計、建設、維持管理及び運営に関連して、損害賠償責任保険、施設損害保険、建設工事保険その他甲が指定する保険に加入し、契約期間中これを維持するものとする。
- 二 乙は、交付金の交付を受けて整備する施設部分について、甲の求めに応じ、履行保証保険又は保証会社若しくは親会社等による保証契約を締結するよう努めなければならない。
- 三 乙は、施設の使用又は管理運営に起因して、甲又は第三者に損害を与えた場合には、自己の責任においてこれを賠償するものとする。
- 四 乙は、本契約の期間満了又は解除の際、施設を善良な管理者の注意をもって原状に回復し、甲に引き渡すものとする。乙がこれを履行しない場合には、甲は乙の費用において必要な措置を講ずることができる。
- 五 乙は、前各号に基づき締結した保険契約又は保証契約の内容について、甲の求めに応じて証明書類を提出するものとする。

(費用負担及び本件業務の資金調達)

第7条 本件業務の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて乙が負担する。本件業務に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。

- 2 乙が本件業務を実施するに当たり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、甲は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。

- 3 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う国庫補助金及び交付金関連資料作成等その他必要な資料作成について協力する。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。
- 4 甲は、事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は事業者の株式もしくはこの契約に基づき乙が甲に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、乙に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

(許認可等の手続)

- 第8条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく業務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 甲は、第1項に定める乙が行うべき手続について、乙から協力を要請されたときは、必要に応じて協力するものとする。ただし、甲が取得・維持すべき許認可及び甲が提出すべき届出はこの限りではない。

(事業用地等の引渡及び事業用地等・施設の許可等)

- 第9条 甲は、事業用地その他募集要項等において定められた事業の実施上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を施設整備事業開始までに確保し、乙に引き渡さなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、本事業の施工及び維持管理・運営に必要な範囲で、当該事業用地及び事業用地上に建設した施設（以下「本件施設」という。）を使用することを許可し、又は使用貸借によりこれを乙に貸与する。
 - 3 事業用地等及び本件施設の使用期間は本契約の有効期間と同一とする
 - 4 乙は、引き渡された事業用地等及び本件施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 甲の乙に対する事業用地等及び本件施設の貸付に、議会の議決を必要とするときは、当該貸付は、議会の議決を停止条件として有効となるものとする。

(条件変更等)

- 第10条 乙は、事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 一 募集要項、要求水準書及びこれらに関する質問回答書が一致しないこと（優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 要求水準書の誤謬があること。
 - 三 事業用地等の要件（形状、地質、湧水等の条件を言うものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、募集要項等に表示された自然又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

四 募集要項等で明示されていない事業用地の条件について、予期することしかできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

(要求水準書の変更)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

2 乙は、前項又は前条第 2 項の通知を受けたときは、速やかに甲に対して次に掲げる事項を通知し、甲と協議を行わなければならない。

一 要求水準書の変更に関する意見

二 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

三 要求水準書の変更に伴う業務対価の変更の有無

3 第 1 項又は前条第 2 項の通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、甲は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又は業務対価を変更し、乙に通知することができる。この場合において、乙に増加費用又は損害が発生したときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して、設計図書又は維持管理・運営業務内容の変更を求める旨を乙に通知することができる。

第 12 条 乙は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を甲に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

一 要求水準書の変更の内容

二 要求水準書の変更の理由

三 乙が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

四 乙が求める要求水準書の変更に伴う業務対価及びその変更の有無

五 乙が求める要求水準書の変更に伴い設計図書又は維持管理・運営業務内容の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

2 甲は、前項の通知を受けたときは、7 日以内に、乙に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、乙と協議を行わなければならない。

3 第 1 項の通知の日から 14 日を経過しても前項の協議が整わない場合には、甲は、要求水準書、事業日程又は業務対価の変更について定め、乙に通知する。

4 要求水準書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由

を示して設計図書又は維持管理・運營業務内容の変更を求める旨を乙に通知することができる。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第 13 条 乙は、事業の実施に際し、関連法令を遵守し、必要に応じて甲の求める範囲内で地域関係者と調整を行うものとする。

2 乙は、事業の実施に当たり、環境保全に関する法令及び条例を遵守し、周辺環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の使用)

第 14 条 乙は、本契約に基づく業務の全部又は一部を、乙を構成する企業（以下「構成企業」という。）又はその他の適切な能力を有する者に再委託することができる。

2 乙は、前項の規定により再委託を行う場合には、当該再委託先に対し、本契約の趣旨及び甲の利益を損なうことのないよう十分な配慮を行い、また当該再委託先に本契約に基づく乙の義務と同等の義務を遵守させるものとする。

3 乙は、再委託を行った場合であっても、本契約に基づく責任を免れるものではない。

4 甲は、乙が本契約に基づく義務の履行を適正に確保していると認める限りにおいて、再委託に係る相手方又は内容について、乙に対し事前の承認を求めないものとする。

5 甲が特に必要と認める場合には、乙に対し、再委託の相手方又は内容について報告を求めることができる。

(PFI 施設の設計)

第 15 条 PFI 施設の設計は、要求水準書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

2 乙は、設計完了後、設計図書その他甲が指定する資料を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

3 甲は、前項の書類の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から●日以内に、設計図書の内容が、要求水準書及び関連法令に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、要求水準書に適合することを確認したときは、その旨を乙に通知しなければならない。

4 甲は、提出された設計内容が要求水準書及び関係法令に適合していないと認める場合には、乙に対し、合理的な範囲で修正を求めることができる。

5 前項の修正指示がなされた場合、乙はこれに従い、遅滞なく修正するものとする。

6 乙は、設計に関する著作権その他の知的財産（以下「設計成果物」という。）を有するが、甲は本事業の目的達成及び維持管理に必要な範囲で、当該設計成果物を使用することができる。

(PFI 施設の建設)

第 16 条 PFI 施設の建設は、本契約、要求水準書及び前条第 3 項の確認を受けた設計図書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

- 2 乙は、施工方法を定め、要求水準書の定めるところにより、建設工事着手前に施工計画書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、本工事の計画及び実施に当たり、施工管理、品質管理及び安全管理を適切に行い、工事の品質、工期及び安全の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、本工事の実施に際し、関係行政機関の指導又は許可を要する場合には、自己の責任においてこれを取得し、手続を行うものとする。
- 5 乙は、本工事に伴う騒音、振動、粉じんその他周辺環境への影響を最小限にとどめ、近隣の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 甲は、乙からの報告又は協議の求めがあったときは、事業の円滑な遂行に資する範囲で必要な協力又は助言を行うものとする。
- 7 乙は、本工事の完了後、速やかに竣工図書、検査報告書その他甲が指定する書類を提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 8 甲は、前項の確認において、施設が設計図書及び要求水準に適合していることを確認したときは、当該施設を受領したものとする。
- 9 乙は、本工事に関し第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担においてこれを賠償し、甲に損害を及ぼさないものとする。

(工事監理者の設置)

第 17 条 乙は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を甲に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。

- 2 甲は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

(中間確認、報告等)

第 18 条 甲は、乙と協議して、時期及び工程の段階を定め、甲の立会いの上で、工事の施工状況について中間確認を行うことができる。この場合において、甲は、●日前までに、乙に対して、中間確認を実施する旨を通知するものとする。

- 2 甲は、乙に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。
- 3 甲は、あらかじめ乙に通知を行うことなく、工事現場に立会い、甲又は工事施工者に対して、工事の施工状況について質問し、又は説明を求めることができる。
- 4 甲は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は本事業関連書類に適合しないと認める場合においては、乙に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示し

て、その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して乙が施工部分を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると甲が認めたときは、この限りでない。この場合において、甲は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 5 甲は、工事の施工部分がこの契約、設計図書又は本事業関連書類に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 6 第4項の場合における是正に要する費用並びに前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 7 乙は、甲が第1項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(工事の中止)

第19条 乙は、事業用地の確保ができない場合、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）により、工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動し、工事の継続が困難となったときは、直ちにその内容及び理由を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、履行不能の原因が乙の責に帰すべき事由によらない場合には、履行不能の期間中、当該業務に係る履行義務を免れる。
- 3 甲は、事業上又は安全上の必要があると認めるときは、乙に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 甲又は乙は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行うものとする。協議において工事の継続が困難となった日から●日を経過しても合意に至らない場合には、甲は、当該事業の継続又は中止に関する対応方針を定め、乙に通知する。
- 5 甲は、第1項又は第3項の規定により工事が一時中止された場合であって、その原因が乙の責に帰すべき事由によらないときは、交付金その他の財政支援の範囲内において、乙と協議のうえ、引渡予定日の変更又は合理的な範囲で増加した費用の全部又は一部を負担することができる。
- 6 前項の費用負担を行う場合においては、甲は、地方財政法その他関係法令に基づき、適正に処理するものとする。

(事業用地等が不用となった場合の措置)

第20条 工事の完成、要求水準書の変更その他の理由により、事業用地等の全部又は一部が不用となった場合において、当該事業用地等に乙又は乙が使用する構成企業その他

の第三者が所有若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（以下「乙管理物件」という。）があるときは、乙は、自己の責任と負担において、当該乙管理物件を撤去し、事業用地等を原状に回復したうえで、甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙が正当な理由なく、甲の定める相当の期間内に前項の撤去又は原状回復を行わない場合には、甲は、乙に代わって当該乙管理物件の処分又は事業用地等の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲が行った処分又は原状回復に要した費用を償還しなければならない。かつ、当該処分等に異議を申し出ることができない。
- 3 甲は、前項の措置を行うに当たり、乙の意見を聴き、合理的な期限及び方法を定めるものとする。
- 4 本条に基づく乙の義務不履行により甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由がない場合は、この限りでない。

（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）

- 第 21 条 乙は、天災その他の不可抗力、関係法令に基づく許可・承認等の遅延、又はその他乙の責に帰すべき事由によらない正当な理由により、当初定めた設計着手予定日又は工事着手予定日に着手することができないと認めるときは、その理由及び変更を要する期間を明示した上で、速やかに甲に変更を請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定により変更を請求する場合において、遅延を回避又は軽減するために必要な措置を講じ、設計又は工事の遅延が事業全体に及ぼす影響を最小限とするよう努めなければならない。
 - 3 甲は、前二項の規定による乙の請求が合理的であると認めるときは、協議のうえ、設計着手予定日又は工事着手予定日の変更を承認することができる。
 - 4 乙が、正当な理由なく前項の手続を経ることなく設計又は工事の着手を遅延させたときは、甲は、乙に対し必要な是正又は損害賠償を求めることができる。

（引渡予定日の変更）

- 第 22 条 乙は、天災その他の不可抗力、関係法令に基づく手続又は行政指導の遅延、又はその他乙の責に帰することができない事由により、当初定めた引渡予定日に P F I 施設を甲に引き渡すことができないと認めるときは、その理由及び変更を要する期間を明示した書面又は電磁的記録により、速やかに甲に引渡予定日の変更を請求することができる。
- 2 乙は、自己の責に帰すべき事由により引渡予定日に P F I 施設を引き渡すことができないと認めるときは、引渡予定日の●日前までに、その理由及び遅延の影響並びに是正のための措置計画を甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、前二項のいずれの場合においても、遅延を回避又は軽減するため必要な措置を講じ、引渡しの遅延による影響又は損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 4 甲は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、協議のうえ、引渡予定日の変更を乙に請求することができる。
- 5 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、乙との協議により引渡予定日の変更に伴い事業期間その他契約条件を調整することができる。甲の責に帰すべき事由により乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して合理的な範囲で当該損害を補償するものとする。

(引渡予定日の変更等に係る協議)

第 23 条 設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更については、甲及び乙が信義に基づき誠実に協議のうえ定めるものとする。

- 2 前項の協議は、変更の請求又は通知があった日（甲による場合は乙が通知を受けた日）から●日以内に開始するものとし、甲は乙の意見を聴いたうえで、協議開始の日を定め、乙に通知しなければならない。
- 3 甲が前項の期間内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、自ら協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 4 協議開始の日から●日以内に協議が整わない場合において、特に公益上又は事業遂行上の必要があるときは、甲は、合理的裁量の範囲内で変更後の期日を定め乙に通知することができる。
- 5 前項の規定により甲が期日を定めた場合において、乙がその内容に合理的な異議を有する場合は、甲と乙の協議により再調整を行うものとする。

(臨機の措置)

第 24 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、実施した措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他本件業務に関して特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が通常の管理又は運営に要する範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲と乙で協議のうえ、合理的な範囲で甲が負担する。

(工事に伴う第三者への損害賠償)

第 25 条 乙は、工事の施工に関し、第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担においてこれを賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該損害が甲の指示又は承認に基づく行為、若しくは甲の責に帰すべき事由により生じたものであるときは、その損害のうち当該部分については甲が負担するものとする。
- 3 工事の施工に伴い、通常の工法・技術水準に照らして回避することが著しく困難な騒音、振動、地盤沈下又は地下水の断絶等により第三者に損害が生じた場合は、当該損害が乙の善良なる管理者としての注意義務を尽くしたにもかかわらず発生したものである限り、甲が合理的範囲においてこれを負担するものとする。
- 4 乙が前各項の責任を負う場合において、構成企業、下請業者その他乙の指揮監督下にある者の行為により損害が生じたときは、乙は、これらの者の行為についても自己の行為とみなして責任を負うものとする。
- 5 工事の施工に関し、第三者との間で紛争が生じた場合には、甲と乙は誠実に協力してその解決に当たるものとし、必要に応じ協議により費用及び対応方針を定める。

(事業用地等の確保ができないこと等による損害)

第 26 条 事業用地の確保ができないこと、又は第 10 条第 1 項第三号若しくは第四号に定める事由により、工事の全部又は一部を施工することができなくなった場合には、乙は当該履行不能の範囲においてその義務を免れるものとし、これにより生じた損害は甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が事業の実施に関し善良なる管理者の注意義務を怠り、又はその責に帰すべき事由により損害を拡大させたときは、当該部分については乙が負担する。
- 3 前二項の損害の範囲及び負担方法については、甲と乙は誠実に協議のうえ合理的に定めるものとする。

(建設期間中の不可抗力による損害)

第 27 条 完工確認書の交付前において、天災その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、当該事実を知ったときから速やかにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに現場状況の確認を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 前二項の確認の結果、当該損害が不可抗力によるものであり、乙の責に帰すべき事由

によらないことが認められる場合には、乙は、当該損害に係る履行義務を免れ、甲は、乙と協議のうえ、当該損害の復旧又は代替施工に要する合理的な費用の全部又は一部を負担するものとする。

- 4 前項の費用負担の範囲は、当該損害に係る工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具について、乙の工事記録、資材台帳等により確認することができる範囲に限り、乙の善良な管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず発生した損害額を基準として算定する。
- 5 損害額の算定及び負担割合については、甲と乙が誠実に協議のうえ合理的に定めるものとする。
- 6 不可抗力が数次にわたり発生し損害が累積した場合における甲の負担額は、前各項により算定した損害額の累計から、甲が既に負担した額を控除した残額とする。

(選定事業者が行う完工検査)

第 28 条 乙は、自己の責任及び費用負担において、P F I 施設の工事が本契約及び設計図書その他要求水準に従って完成したことを確認するため、善良な管理者の注意義務に基づき完工検査（以下「完工検査」という。）を実施しなければならない。

- 2 乙は、完工検査を実施しようとするときは、その●日前までに、検査の日時及び場所を甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、完工検査に立ち会うことができる。ただし、甲が完工検査に立ち会った場合であっても、乙の本契約上の責任が軽減され、又は免除されるものではない。
- 4 乙は、完工検査の結果を記録し、当該検査の結果及び確認事項を記載した完工検査報告書を、速やかに甲に提出しなければならない。
- 5 完工検査の結果、工事目的物に要求水準書に適合しないもの又は未完部分が認められたときは、乙は、自己の責任においてこれを補修し、甲と協議のうえ再検査を行うものとする。

(管理者等が行う完工検査)

第 29 条 甲は、前条第 4 項に基づく乙からの完工検査報告書の提出を受けた日から●日以内に、乙の立会いのもと、要求水準書に定める基準及び契約書、設計図書その他の関係図書に照らして、P F I 施設の完工検査（以下「甲による完工検査」という。）を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、P F I 施設が本契約又は設計図書若しくは本事業関連書類に適合しないおそれがあると認める相当の理由がある場合には、必要な範囲において、乙の立会いのもとで工事目的物の一部を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、当該不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは乙が、その他の場合には甲が負担する。

- 3 甲は、P F I 施設が契約、設計図書又は要求水準書に適合しないと認めたときは、その具体的な不適合事項及び是正理由、並びに是正に要する期間を明示して、乙に対し是正を請求することができる。
- 4 乙は、前項の請求を受けたときは、自己の責任及び費用負担において速やかに必要な措置を講じ、甲と協議のうえ再検査を受けなければならない。ただし、乙が是正の不要を主張し、甲が当該主張を合理的と認めたときは、この限りでない。この場合、甲は、要求水準書の修正その他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 甲は、第1項の検査を行った結果、P F I 施設が契約、設計図書及び関係図書に適合し、かつ要求水準書に定める関係書類がすべて提出されたと認めるときは、乙に対し、完工確認書を交付しなければならない。
- 6 乙は、甲が本条の完工検査又は完工確認書の交付を行ったことをもって、その契約上の責任が軽減され、又は免除されるものではない。

(P F I 施設の引渡し)

第30条 乙は、前条第5項の完工確認書の交付を受けた上で、引渡予定日にP F I 施設を甲に現実に引き渡し、当該引渡しをもって本契約に定める施設整備義務を完了したものとする。

- 2 甲は、前項の引渡しの完了をもって、当該P F I 施設の所有権を取得するものとする。
- 3 前項の引渡しが完了したときは、P F I 施設に関する危険（滅失・損傷等）は、当該時点をもって乙から甲に移転するものとする。ただし、引渡後にP F I 施設に関する危険が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りでない。

(P F I 施設の契約不適合責任)

第31条 引渡しを受けたP F I 施設が、この契約、設計図書又は要求水準書その他の契約内容に適合しないときは、甲は、乙に対し、相当の期間を定めてその不適合の修補その他の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の追完がなされないとき、又は追完によっても契約の目的を達成できないときは、修補に代えて損害賠償を請求することができる。ただし、不適合が軽微であり、その追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 3 甲は、引渡しを受けた日から●年以内に前二項の請求を行わなければならない。
- 4 甲は、P F I 施設の引渡しの際に不適合を知ったときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければ、前二項の請求をすることができない。ただし、乙がその不適合を知っていたとき、又は知ることができたときは、この限りでない。
- 5 P F I 施設が前各項の不適合により滅失又は毀損した場合、甲はその滅失又は毀損の日から6か月以内に前各項に定める権利を行使しなければならない。

(維持管理・運営業務の実施)

第 32 条 P F I 施設の維持管理・運営は、本契約及び本事業関連書類に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

(業務報告)

第 33 条 乙は、●月毎に業務報告書を作成し、管理者等に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から●日以内に、業務報告書の内容を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、第 1 項に定めるもののほか、乙に対して、維持管理・運営業務の実施状況について報告を求めることができる。

(維持管理・運営業務について第三者に損害を及ぼした場合の責任)

第 34 条 乙は、維持管理・運営業務の実施に関し、自己又はその使用人若しくは委託先の行為により第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の損害のうち、甲の指示、承認又は管理に起因し、又は甲の責に帰すべき事由により生じた部分については、甲がその相当部分を負担するものとする。

3 甲と乙は、前二項に定める損害が発生した場合において、速やかに事実関係を確認し、過失の有無及び損害額の算定について誠実に協議し、その結果に基づき責任分担を決定するものとする。

4 乙は、第三者との間で損害賠償に関する交渉又は訴訟が生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知し、必要に応じて甲と協議のうえ対応しなければならない。

(維持管理・運営期間中の不可抗力)

第 35 条 完工確認書の交付後において、不可抗力により、この契約に基づく維持管理・運営業務の全部又は一部の履行が不能となり、又は施設に損害が生じた場合には、乙は、その事実を知ったときから速やかに、履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の通知を行った場合であって、当該履行不能が乙の責に帰すべき事由によらないときは、乙は履行不能の範囲においてその債務の履行義務を免れるものとする。

3 甲は、前項の規定により乙が履行義務を免れた場合において、当該期間に対応する業務対価の支払がある場合にあっては、乙が当該履行不能により支出又は負担を免れた費用を控除するものとする。

4 甲及び乙は、不可抗力事由が発生したときは、当該事業の継続又は復旧に関し、誠実に協議を行わなければならない。協議開始の日から●日を経過しても合意に至らないと

きは、甲が事業の継続に関する方針を定め、乙に通知するものとする。

- 5 乙は、不可抗力の発生に際しては、善良な管理者の注意義務に基づき、損害の拡大を防止し、又は業務の早期再開に努めなければならない。

(第三者の責に帰すべき事由によるPFI施設の損害)

第36条 完工確認書の交付後において、第三者の責に帰すべき事由によりPFI施設に損害が生じた場合には、乙は、自己の責任及び費用負担において、当該第三者に対して損害賠償の請求その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙が過失なくして当該第三者を特定できないとき、又はやむを得ない事由により当該第三者に対して損害の負担を求めることができないときは、乙は、当該PFI施設の損害の内容、原因及び修復の方法並びに第三者からの賠償請求ができない理由を、遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに現場調査その他必要な確認を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 4 前二項の結果、当該損害が第三者の責に帰すべきものであり、かつ乙の故意又は過失によらないと認められる場合には、乙は、PFI施設を契約・設計図書に適合させるために要する合理的な修復費用（第三者からの賠償及び保険により填補された部分を除く。）の負担を甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項の請求を受けた場合において、当該費用のうち通常生ずべき範囲に係る額について負担するものとする。ただし、当該損害の発生又は拡大について乙の善管注意義務違反があるときは、その部分を控除する。
- 6 甲と乙は、当該損害の発生原因、費用負担の範囲及び復旧方法について、誠実に協議するものとする。

(同一事業年度内における複数回の不可抗力又は第三者損害の累積)

第37条 同一の事業年度内において、数次にわたり不可抗力又は第三者の責に帰すべき事由によりPFI施設に損害が生じ、その損害又は修復に要する費用が累積した場合における、第二次以降の損害に係る甲の負担額は、当該事業年度における損害及び修復費用の累計額のうち、当該年度において既に甲が負担した額を控除した残額とする。

- 2 前項に定める損害及び修復費用の累計額は、当該損害が、乙が履行不能となった業務又は第三者に損害賠償請求が可能な損害に限り算定するものとする。
- 3 甲と乙は、同一年度内に不可抗力又は第三者損害が複数発生した場合において、損害の範囲、修復の要否及び費用負担の内訳について、誠実に協議しなければならない。
- 4 本条に基づく甲の負担は、当該年度の予算の範囲内において、通常生ずべき合理的な費用に限られるものとする。

(法令変更等)

第 38 条 法令変更等（次の各号に掲げるものをいう。）により、本契約に基づく業務の全部又は一部の履行が不能となり、又は履行が不能となるおそれがあるとき、若しくは費用が著しく増加するときは、乙は、速やかにその内容及び理由を記載した書面又は電磁的記録により甲に通知しなければならない。

- 一 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定、改廃又は適用
- 二 行政機関の定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定、改廃又は適用
- 三 都市計画その他の公的計画の決定、変更又は廃止

2 乙は、前項に掲げる法令変更等により、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反することとなった場合には、当該法令に違反する限度において、その履行義務を免れるものとする。

3 甲は、前項の規定により乙が履行義務を免れた場合において、当該期間に対応する業務対価の支払がある場合は、乙が履行不能により支出又は負担を免れた費用を控除するものとする。

4 乙は、法令変更等により費用が増加する場合において、その増加を回避又は軽減するために必要な措置を講じ、善良な管理者の注意をもって費用の抑制に努めなければならない。

5 甲と乙は、法令変更等が生じた場合において、業務の継続又は契約条件の変更の要否について、誠実に協議するものとする。

6 前項の協議を開始した日から●日を経過しても合意に至らないときは、甲が事業の継続に関する対応方針を定め、乙に通知するものとする。

(法令変更等による増加費用)

第 39 条 乙は、前条第 1 項の通知を行った場合において、次に掲げる法令変更等により通常予見し得なかった範囲で業務の履行に要する費用が増加したときは、当該増加費用の内容及び金額を明示し、甲に対して負担又は対価の変更を求めることができる。

- 一 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用
- 二 消費税及び地方消費税の税率又は課税対象の変更による増加費用
- 三 P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用
- 四 その他法令変更等により発生する資本的支出に係る増加費用

2 甲は、前項の請求を受けた場合において、当該増加費用が法令変更等に直接起因し、かつ乙の善良な管理者の注意をもってしても回避又は軽減できなかったと認められる部分については、増加費用を負担するものとする。

3 前項の調整に当たっては、乙が当該法令変更等による費用増加を軽減するため講じた

措置及び通常の事業リスクとして乙が負担すべき範囲を考慮して協議により定めるものとする。

- 4 甲と乙は、前二項に関して、誠実に協議し、合理的な負担の分担に努めなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第40条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、対価の変更を請求することができる。

(施設整備対価の支払)

第41条 乙は、第29条第5項の完工確認書を受けたときは、施設整備対価の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、別紙3に定めるところにより、施設整備対価を支払わなければならない。

(物価変動等に基づく施設整備対価の変更)

第42条 甲又は乙は、事業期間内において、本契約締結時点から十二月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動により、施設整備対価が著しく不適当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備対価の変更を請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合、甲と乙は、当該変動の内容、程度及び事業全体に及ぼす影響を協議し、変動前残工事代金額（施設整備対価から当該請求時の出来形部分に対応する額を控除した額）及び変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算定した額）を算出し、両者の差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える部分について、合理的な範囲で施設整備対価を変更するものとする。
- 3 前項に定める算定方法及び基準は、請求の日を基準日として、政府統計（消費者物価指数、生産者物価指数、労働賃金指数等）その他客観的資料に基づき、甲と乙の協議により合理的な範囲において定める。
- 4 第1項の規定により施設整備対価の変更を行った場合、再度の変更請求は、直前の変更の基準日から十二月を経過した後でなければ行うことができない。
- 5 主要な工事材料の価格又は労務単価が、改定の基準とする時点以降に、通常の変動幅を著しく超えて変動し、施設整備対価が不適当となった場合には、甲又は乙は、前各項の定めによらず、速やかに対価の変更を請求することができる。
- 6 予期し得ない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが発生し、施設整備対価が著しく不均衡となった場合には、甲又は乙は、契約条件の変更を誠実に協議しなければならない。

- 7 乙は、契約締結後における物価その他経済情勢の変動により施設整備費が増加するおそれがある場合においては、善良な管理者の注意をもって、当該増加を回避又は軽減するための措置を講じなければならない。

(施設整備対価の変更等に代える要求水準書の変更)

第 43 条 甲は、施設整備対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。

- 2 乙は、施設整備対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、施設整備対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の乙によるサービス内容の向上を提案することができる。

- 3 第 1 項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、甲と乙が協議して合理的な範囲において定める。

- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が施設整備対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から●日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(維持管理・運営業務対価の支払)

第 44 条 甲は、維持管理・運営期間中、本契約に基づき、維持管理・運営業務が要求水準を満たしていることを確認したうえで、別紙 4 に定めるところにより、乙に対し維持管理・運営業務の対価を支払う。

(維持管理・運営対価の減額)

第 45 条 甲は、モニタリングの結果、乙による維持管理・運営業務が要求水準に満たないと認めるときは、維持管理・運営業務の対価を減額することができるものとする。その場合、甲と乙は、対価について協議のうえ決定するものとする。

(物価の変動に基づく維持管理・運営業務対価の変更)

第 46 条 甲又は乙は、事業期間内において、本契約締結時点から十二月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動により、維持管理・運営業務対価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して維持管理・運営業務対価の変更を請求することができる。

- 2 前項に定める対価の算定方法及び基準は、請求の日を基準日として、政府統計（消費者物価指数、生産者物価指数、労働賃金指数等）その他客観的資料に基づき、甲と乙の協議により合理的な範囲において定める。

- 3 乙は、契約締結後における物価その他経済情勢の変動により維持管理・運営費が増加するおそれがある場合においては、善良な管理者の注意をもって、当該増加を回避又は軽減するための措置を講じなければならない。

(施設使用料の支払)

第 47 条 乙は甲に対し、別紙 5 に定めるところにより、施設の利用にかかる費用として施設使用料を支払う。

(施設使用料の改定)

第 48 条 甲又は乙は、物価変動や業務内容の変更等に伴い、施設使用料の変更が必要となった場合は、相手方に対して施設使用料の変更を請求することができる。

- 2 施設使用料の額は、甲と乙の協議によって合理的な範囲において定めることとする。

(管理者等の解除権)

第 49 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
 - 二 乙の責に帰すべき事由により、P F I 施設の引渡しが行われず、又は引渡予定日経過後相当期間内に引渡しの見込みがないとき。
 - 三 乙の責に帰すべき事由により、P F I 施設が工期内に完成せず、又は工期経過後相当期間内に完成の見込みがないとき。
 - 四 維持管理・運営業務において、要求水準書に従った義務履行を行わず、かつ是正措置命令にも従わない場合。
 - 五 乙が破産、民事再生、会社更生又は特別清算その他これに類する倒産手続の開始を取締役会で決議し、又は第三者の申立てにより当該手続が開始されたとき。
 - 六 乙が本事業の遂行を放棄し、その状態が●日以上継続したとき。
 - 七 乙が業務日誌若しくは業務報告書において重要な事項について虚偽の記載をしたとき。
 - 八 本契約によらずして契約解除を申し出たとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号の区分に従い、違約金を甲に支払わなければならない。
- 一 完工確認書の交付前に解除された場合
施設整備対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除き、消費税及び地方消

費税相当額を含む金●円)の10分の●に相当する額。

二 完工確認書の交付後に解除された場合

当該施設の引渡しに係る契約対価又は残存対価相当額(消費税及び地方消費税相当額を含む金●円)の10分の●に相当する額。

- 3 前項の違約金の支払は、損害賠償の予定として取り扱い、甲は、当該違約金の受領によって、当該解除に起因する乙の債務不履行に基づく損害賠償請求権を放棄しないものとする。
- 4 契約保証金の納付、担保の提供又は履行保証保険契約が締結されているときは、甲は、当該契約保証金、担保又は保険金をもって前項の違約金に充当することができる。

(管理者等による任意解除)

第50条 甲は、事業を継続する必要がなくなった場合、その他やむを得ない公共上の理由又は事業の性質上必要があると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項により本契約を解除する場合、甲は、乙に対して少なくとも●日前までにその旨及び解除理由を通知しなければならない。
- 3 前二項の規定により本契約が解除されたことにより乙に損害が生じたときは、甲は、通常生ずべき損害の範囲内において、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の得べかりし利益その他特別の損害については、甲の予見可能性がある場合に限り賠償の対象とする。
- 4 前項の損害賠償の額は、乙が当該事業の中途終了に伴い負担した合理的な費用及び未回収投資額等を基礎として、甲と乙が誠実に協議して定めるものとする。

(選定事業者の解除権)

第51条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲が施設整備対価の支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
- 二 乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が契約上の義務に違反し、その違反により本契約の履行が著しく困難となったとき。
- 三 要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
- 四 工事の施工の中止期間が●月を超えたとき。

ただし、中止が工事の一部に限られる場合において、その一部を除いた工事が完了した後●月を経過しても、なお中止が解除されないときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、当該解除により損害を被ったときは、通常生ずべき損害の範囲内において、甲に対しその損害の賠償を請求するこ

とができる。

ただし、特別の事情による損害については、甲がその事情を知り、又は知ることができた場合に限り請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第 52 条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本事業の継続が不可能となった場合、又は本事業の継続に過分の費用を要するに至った場合であって、当該事由の発生日から●日を経過しても協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項により本契約を解除したことにより乙に損害を生じた場合には、通常生ずべき損害の範囲内でこれを賠償しなければならない。

ただし、建設期間中に発生した不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る甲の負担については、第 27 条の定めによる。

3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理・運営業務の中止期間が●月を超えた場合においては、選定事業者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運営業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理・運営業務についてはこの限りでない。

(完工前の解除の効力)

第 53 条 甲は、完工確認書の交付前に本契約が解除された場合においても、当該解除時点までに乙が施工を完了した部分（以下「出来形部分」という。）が本契約、設計図書又は本事業関連書類に適合していると認められるときは、出来形部分の検査を行い、これに合格した部分について引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査を行うに際し、P F I 施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、かつ必要があると認める場合には、乙に通知した上で、工事目的物の一部を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、前二項の検査の結果に基づき、出来形部分の引渡しを受けた場合には、当該出来形部分に相応する施設整備対価を乙に支払うものとする。

4 前項の場合において、当該解除が第 44 条第 1 項の規定に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備対価と、同条第 2 項に定める違約金又は損害賠償額を相殺することができる。

5 前各項の定めにかかわらず、乙の施工した出来形部分に重大な瑕疵があり、又はそのまま使用することが公共の安全若しくは利益に反するおそれがあるときは、甲は、当該部分の引渡しを拒むことができる。

(選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例)

第 54 条 甲は、完工確認書の交付前に、本契約が第 44 条第 1 項（乙の責に帰すべき事由による解除）に基づき解除された場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、乙に対し、P F I 施設を取り壊し、事業用地等を原状に回復するよう求めることができる。この場合において、当該原状回復に要する費用は乙の負担とする。

- 一 甲が、P F I 施設の出来形部分を利用して、当該施設の整備を自ら又は第三者をして継続することが妥当であると判断したとき。
- 二 P F I 施設の工事の進捗状況及び社会的・経済的合理性を勘案して、出来形部分の買受けが社会通念上相当であると認められるとき。
- 2 前項各号に該当しない場合であっても、乙の責に帰すべき瑕疵、管理不備又は債務不履行により当該施設が公共の安全又は衛生上支障を及ぼすおそれがあるときは、甲は、当該部分の除却又は修復を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、甲が出来形部分を引き継ぐ場合において、当該部分に価値が認められるときは、甲は、当該価値に応じた額を乙に支払うものとする。ただし、当該支払額は乙が負担すべき原状回復費用及び違約金等と相殺することができる。

(完工後の解除の効力)

第 55 条 甲は、完工確認書の交付後に本契約が解除された場合においては、乙に対してあらかじめ通知を行い、当該解除の日から●日以内に P F I 施設の現況を確認するための検査を行うものとする。

この場合において、甲は、P F I 施設が本契約又は本事業関連書類に適合しないと認めるときは、その不適合の内容及び理由並びに是正期間を明示して、乙に対し修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、修補の原因に応じて、次の区分に従うものとする。
 - 一 不可抗力により生じた損害、又は長期間の使用に伴う劣化であって、要求水準書に定める維持管理の方法をもってしても発生を防止することができないと認められるもの
甲の負担
 - 二 前号に該当しない損害又は不適合
乙の負担
- 3 甲は、第 1 項の検査の結果、P F I 施設が本契約及本件関連書類に適合していると認めたときは、乙に対し、その旨を通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、施設整備対価の残額の支払を甲に請求することができる。

- 5 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、別に定めるところにより、当該残額を乙に支払わなければならない。ただし、本契約の解除が第44条第1項に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備対価と同条第2項に定める違約金又は損害賠償額を、相殺することができる。
- 6 前各項の定めにかかわらず、解除の時点において施設に重大な瑕疵又は安全上の支障がある場合は、甲は、乙に対し修補を命ずる又は施設の使用を一時停止することができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(契約終了時の措置)

第56条 乙は、本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合において、事業用地等に取り壊すべき施設があるとき、又は事業用地等若しくはPFI施設に乙が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（乙が使用する構成企業その他の第三者が所有又は管理するものを含む。以下同じ。）があるときは、これらを撤去し、事業用地等又はPFI施設を修復・整頓したうえで、甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙が正当な理由なく、相当の期間内に前項の撤去又は修復等を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、事業用地等又はPFI施設の修復又は取片付けを行うことができる。

この場合において、

- 一 甲による処分又は修復等の内容について、乙は異議を申し出ることができない。
- 二 甲が当該処分又は修復等に要した費用は、乙の負担とする。

- 3 前二項の措置の期限、方法その他の詳細は、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。ただし、公共の安全、衛生又は周辺環境の保全上緊急の必要がある場合には、甲は乙の意見を聴くことなく必要な措置をとることができる。

- 4 乙は、本契約が終了した場合においては、甲に対し、PFI施設の維持管理及び運営に必要な図面、仕様書、点検・修繕記録、設備リストその他関連書類を、善良な管理者の注意をもって引き渡さなければならない。

(選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)

第57条 甲が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が、乙が本事業の実施に関連して第三者（乙に融資した金融機関を除く。）と締結した契約に基づき支払うべき損害賠償額の予定、違約金、契約解除時の清算金その他の金銭債務に基づくものであるときは、甲が負担し、又は賠償する額は、次に掲げる範囲に限る。

- 一 当該第三者に現に発生した損害であること。
- 二 当該損害が、通常生ずべき損害又は予見すべき損害の範囲内にあること。

三 当該損害の発生について、乙に過失又は義務違反がないこと。

2 前項に定める場合において、乙が第三者との契約において損害賠償額の予定又は違約金を定めるときは、乙は、合理的な損害範囲を超えないよう努めるものとする。

3 乙が前項に反し、社会通念上過大と認められる損害賠償額の予定又は違約金条項を設定した場合には、甲は、当該損害賠償額の全部又は一部について負担を免れることができる。

(遅延損害金)

第 58 条 この契約に基づいて甲が支払うべき対価の支払が遅延した場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の遅延損害金を、甲に請求することができる。

ただし、甲がやむを得ない事由により支払が遅延したときは、当該遅延期間に係る遅延損害金の全部又は一部を支払わないことができる。

2 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づいて履行すべき支払が遅延した場合においては、甲は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の延滞利息を、乙に請求することができる。

3 乙の責に帰すべき事由により、引渡予定日に P F I 施設を甲に引き渡すことができない場合においては、甲は、遅延日数に応じて発生した損害に相当する金額（以下「引渡遅延損害金」という。）を乙に請求することができる。

4 前項の引渡遅延損害金の額は、施設整備対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額とする。

5 前各項に定める利率は、将来、法定利率が変更された場合においても、当該変更後の法定利率に準じて適用するものとする。

(関係者協議会等)

第 59 条 甲又は乙は、本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認めるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。

2 関係者協議会は、甲及び乙が指定する者を構成員とする。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

3 本契約の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に甲が定めたものに乙に不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。

(経営状況の報告)

第 60 条 乙の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 乙は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、甲に提出しなければならない。

3 乙は、事業年度の末日から 3 月以内に、会計士又は税理士による年次確認報告書を添付した計算書類及び年度事業報告書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）その他関係法令の定めに従い、開示又は公表することができる。

5 甲は、この事業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、自己の費用負担において、公認会計士又は監査法人に乙の財務状況又は資金運用状況を調査させることができる。

6 乙は、前項の調査に協力し、合理的な範囲で必要な資料の提出その他の措置を講じなければならない。

（モニタリング）

第 61 条 甲は、別紙 6、募集要項等及び要求水準書の定めるところにより、●月ごとに、乙により提供されるサービスの水準の測定及び評価（以下「モニタリング」という。）を行い、その結果を乙に対して通知しなければならない。

2 甲は、モニタリング対象期間の乙による維持管理・運営業務が本事業関連書類に適合しないと認める場合においては、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を求めることができる。

（守秘義務）

第 62 条 甲は、事業の実施に関して知り得た乙の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報以外の情報については、この限りでない。

2 乙は、事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 乙は、事業を実施するため必要なものとして甲の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、事業に関して弁護士、公認会計士又は税理士に業務を委託する場合には、管理者等の承諾を要しない。

4 前項に基づき乙が秘密を開示する場合においては、乙は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

（著作権等の取扱い）

第 63 条 本契約に基づき乙が作成し、又は甲に提出した設計図書、仕様書、写真、映

像、報告書、プログラムその他一切の成果物（以下「成果物」という。）及び本事業により整備された施設（以下「本施設」という。）が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物又は同項第 15 号ロに規定する建築の著作物に該当する場合における著作権（著作者人格権を含む。）は、同法の定めに従うものとする。

- 2 乙は、甲に対し、成果物及び本施設の著作物としての利用に関し、次に掲げる行為を、地域社会での公共利用、施設維持管理及び広報等に必要な範囲で、無償かつ非独占的に許諾するものとする。

本施設を撮影、図示、映像化、模型化又はこれらを媒体により公表・展示すること。

- 3 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の知的財産権（知的財産基本法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）を侵害しないことを保証する。

- 4 成果物又は本施設が第三者の知的財産権を侵害したことにより、第三者に損害が発生した場合、乙は自己の責任と負担において、当該損害の賠償又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の明示の指示に基づく特定の仕様、設計、又は材料等によって生じた場合は、この限りでない。

- 5 甲は、成果物又は本施設に関する情報を、公共事業の説明、記録、広報、又は他の公共施設整備の参考のために利用することができる。

- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（直接協定）

第 64 条 甲は、乙に融資する融資金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、乙は、当該直接協定を締結した融資金融機関等から融資を受けるものとする。

一 この契約に基づく乙の権利又は乙の発行する株式に対する融資金融機関等による担保権設定についての甲の承諾に関する事項

二 融資金融機関等が乙の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資金融機関等から甲に対する通知及び融資金融機関等と甲との協議に関する事項

三 甲がこの契約に関して選定事業者に損害賠償を請求し、又はこの契約を解除するに際しての甲から融資金融機関等に対する通知及び甲と融資金融機関等との協議に関する事項

四 融資金融機関等による乙の財務状況に関する甲に対する報告に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第 65 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(準拠法)

第 66 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 67 条 本契約に関する紛争は、●●地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

(定めのない事項)

第 68 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が誠実に協議のうえ、これを定めることとする。

別紙1 用語の定義

1. 施設整備業務
施設整備に係る業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
2. 維持管理・運営業務
維持管理・運営に係る業務をいい、詳細は要求水準書及び提案書類による。
3. 本事業関連書類
募集要項等、募集要項等に関する質疑回答、基本協定及び提案書類の本事業関係する書類の総称をいう。
4. 事業用地
本事業の用に供される事業用地をいい、甲と乙の協議によって最終的に特定される。
5. 設計図書
基本設計図書、実施設計図書及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）及び関連する一切の書類の総称をいう。
6. 構成企業
本事業の事業者選定手続により交渉権者として選定された事業者グループを構成する企業であって、本件業務の一部を事業者から直接受託し又は請け負う者をいう。
7. 竣工図書
要求水準書において、建設業務の完了時に事業者から甲に提出することとされている、本施設にかかる竣工図書をいう。
8. 工事監理者
事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者をいう。
9. 不可抗力
暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震もしくは疫病等の公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱もしくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
10. モニタリング
本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、本件業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

※適宜追加する

別紙2 スケジュール

別紙 3 施設整備対価の支払

- 1 施設整備対価の構成
- 2 施設整備対価の支払方法
- 3 支払のスケジュール
- 4 施設整備対価の改定方法

※協議のうえ募集要項や提案書類に従って作成する。

別紙 4 維持管理・運営対価の支払

- 1 維持管理・運営対価の構成
- 2 維持管理・運営対価の支払方法
- 3 支払のスケジュール
- 4 維持管理・運営対価の改定方法

※協議のうえ募集要項や提案書類に従って作成する。

別紙 5 施設使用料の支払

- 1 施設使用料の構成
- 2 施設使用料の支払方法
- 3 支払のスケジュール
- 4 施設使用料の改定方法

※甲と乙の協議内容に従って作成する。

別紙6 モニタリング

【募集要項等に従い、甲と乙の協議に基づいて作成する】